平成２１年（フ）第２１４号
鹿児島県曽於市財部町南俣1714番地
債務者　山下　正子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
鹿児島県伊佐市大口小木原1991番地２
債務者　米倉　憲一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
沖縄県名護市大西４丁目13番17―102号　奈咲コーポ、破産申立時の住所沖縄県名護市大北４丁目26番41号　１Ｆ
債務者　日高　　真
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６０号
沖縄県国頭郡恩納村字恩納7168番地　丸豊マンション305号
債務者　前山　富裕
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第７１号
沖縄県国頭郡国頭村字与那93番地
債務者　大城　愛子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第７２号
沖縄県名護市大北４丁目３番５―102号　津波アパート
債務者　仲地　康武
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第７５号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目３番地の５　コーポユウジ301
債務者　石垣　光子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６９７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎219番地２　コーポ田鎖102号
債務者　今野　由菜
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１２号
岩手県八幡平市大更第18地割88番地147　雇用促進西根宿舎２―202号
債務者　今野　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８４号
盛岡市八幡町４番15号
債務者　渡辺　宙希
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２３７号
群馬県邑楽郡千代田町大字上中森1416番地の７
債務者　工藤　真理
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７０号
群馬県館林市松沼町５番１号　高根県営住宅1997－Ａ－119
債務者　針谷友香莉（旧姓本澤）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２５３号
岐阜県大垣市熊野町５丁目38番地　グリーンポケットＢ101号
債務者　酒井　紀子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
兵庫県明石市魚住町西岡字戌ノ方谷2181―17、住民票上の住所神戸市北区京地２丁目14―２
債務者　杉谷　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1483―１　県住６棟212号
債務者　吉田　益美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
兵庫県明石市二見町西二見661―42
債務者　樋口　明利
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
兵庫県明石市大蔵谷字清水546　マンション朝霧１―410
債務者　髙松　洋美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係